

上杉文華館 目録  
 2025年4月24日（木）～5月27日（火）  
 謙信・景勝に手紙を書く②～「上杉」と「山内」

資料名	頁数	法量 (cm)	時代	作者	所蔵
複製 上杉本 洛中洛外図屏風 <small>うえすぎほん らくちゅうらくがいずびょうぶ</small>	六曲一双	各160.4×365.2	原本 永禄8年（1565）	狩野永徳	上杉博物館
国宝 上杉家文書 北条氏政書状 <small>ほつじょううじまさしよじょう</small>	一通	34.2×27.2	（永禄12年・1569）3月7日		上杉博物館 文840
国宝 上杉家文書 北条氏康・氏政連署条書 <small>ほつじょううじやす うじまされんしよじょうしよ</small>	一通	34.2×47.9	（永禄12年・1569）4月24日		上杉博物館 文1744
国宝 上杉家文書 蘆名盛氏書状 <small>あしなもりうじしよじょう</small>	一通	34.6×37.0	（天正8年・1580）4月16日		上杉博物館 文761
国宝 上杉家文書 蘆名盛隆書状 <small>あしなもりたかしよじょう</small>	一通	34.6×35.8	（天正10年・1582）2月26日		上杉博物館 文805

2025年度の上杉文華館は「謙信・景勝に手紙を書く」と題して、国宝「上杉家文書」などを展示します。

戦国時代、書状は一定の規則に則って書かれました。このような規則を書札礼しよさつれいといい、差出人と受取人の関係が反映されていました。それをまとめた書札礼書も作られました。そこには差出者の社会的地位に応じた規範が示されています。その適用は厳密であり、ゆえに実際の書状の書き方から両者の関係を知ることもできます。東国の大名間では、差出は実名に花押じつみょう かおう、宛名は名字に殿の尊称という表記が、原則的に対等な関係を示していました。特別な内容や礼状などでは、宛名に「謹上」のような上所きんじょう、差出の実名に官途や姓などを加えて厚礼とし、より丁寧な気持ちを表すこともありました。

永禄4年（1561）、謙信（長尾景虎）は上杉憲政のりまさから名跡みょうせきと関東管領かんとくあんれいの地位を譲られ、上杉氏を名乗ったことはよく知られています。これによって謙信、景勝はその地位に応じた書状を受け取ることになりました。宛名には、「上杉殿」や「上杉弾正少弼殿」などの名字を冠したものの、「山内殿」や「越府」、「春日山」などの地名を記すもの、また本人ではなく、報告を求めて側近に宛てたものなどがみられます。これらは差出人の立場によって選ばれますが、その基準をみていくことで、謙信や景勝の地位、諸大名の権力構造、東国社会の変容などがみえてくると思われまます。2025年度はこの解明に取り組んでいきます。

第2回目は、さまざまな宛名表記のなかから「上杉」と「山内」を取り上げます。「上杉」は名字、「山内」は謙信が継承した上杉氏が屋敷を構えた鎌倉の地名でした。その系統の上杉氏を山内上杉氏と呼び、戦国時代には関東管領を継承する家と認識されていました。北条氏康・氏政父子は、永禄11年（1568）12月から始まる上杉謙信との同盟交渉で、はじめ「上杉弾正少弼殿」と表記していましたが、途中で「山内殿」に変更しています。また、蘆名盛氏・盛隆父子の景勝宛書状の宛名には「上杉殿」と「山内殿」の両方がみられます。

今回は、それらの具体的使用例を確認し、これらの表現の意味や関係をふまえて、その使い分けの理由を探ります。そこには差出者の主張が表現されていました。